

富士見町告示第39号

富士見町放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例第15条第2項により、
廃棄物として認定しようとする放置自動車を、下記のとおり告示します。

この自動車の所有者等若しくは、この自動車に心当りのある方は申し出てください。

なお、公示の日の翌日から14日を経過しても申し出がない場合は、当該放置自動車を
撤去し、廃棄物と認定し処分します。

令和8年3月4日

富士見町長 渡辺 葉

1 廃棄物として認定しようとする放置自動車

放置場所	富士見町富士見 845-1 (すずらんの里駅前駐車場)		
車名	ダイハツ ハイジェット	ナンバー	諏訪 480 う 62-99
種別	軽自動車	車台番号	

2 連絡先 富士見町役場 建設課 環境係 電話 0266-62-9114

3 期限 令和8年3月18日